

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について

(1)目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

(2)実施主体

福生市(市町村)

(3)実施方法

- ア) 対象となる子ども:保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満とする。
- イ) 利用時間:子ども一人当たり月 10 時間を上限
- ウ) 実施事業所:児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 2 項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園とする。
- エ) 保護者負担:300 円程度を標準として各事業所において設定する。

(4)事業開始

令和8年4月1日(予定)

(5)今後の流れ(予定)

- | | |
|---------------|---|
| 令和 7 年 7 月 | 各園に意向確認 |
| 令和 7 年 9 月 | 市議会定例会 認可基準条例 上程
例規審議会 認可事務規則 制定 |
| 令和 7 年 10 月以降 | 設置認可申請受付 |
| 令和 8 年 2 月 | 子ども・子育て審議会 利用定員の設定に係る審議 |
| 令和 8 年 3 月 | 市議会定例会 運営基準条例 上程
例規審議会 確認事務規則 制定
確認申請受付 |